

規制の事前評価書

評価実施日：平成27年2月26日

政策	旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律案		
担当課	鉄道局総務課・鉄道事業課	担当課長名	(総務課長) 松本 年弘 (JR担当室) 高橋 徹
規制の目的、内容、必要性等	<p>① 法令案等の名称・関連条項とその内容</p> <p>【法令案等の名称】 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律案</p> <p>【関連条項とその内容】 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（以下「JR会社法」という。）の適用対象から除外される九州旅客鉄道株式会社（以下「JR九州」という。）に対する指針の策定、指針に照らした指導、助言、勧告・命令等の措置（附則第2条～第5条）</p> <p>② 規制の目的</p> <p>JR各社は、国鉄改革に関する累次の閣議決定に基づき、「できる限り早期に純民間会社とすること」とされている。JR九州については、同社の経営基盤の確立等の諸条件が整い、国による後見的な助成及び監督が不必要な段階に至っていると判断できることから、累次の閣議決定に基づき、速やかに特殊会社規制を廃止することが適切と考えられるため、今般、JR九州をJR会社法の適用対象から除外することとする一方、国鉄改革において、JR九州は国鉄長期債務を承継させず、JR九州の鉄道ネットワークの維持向上を図るための収益調整措置として経営安定基金を設置するなど、同社が健全な形で事業をスタートできるようにするための措置をとっており、このような経緯を鑑みると、JR九州については、引き続き、我が国の基幹的輸送機関として果たすべき機能を効率的に発揮させるという国鉄改革の趣旨（日本国有鉄道改革法第1条）を踏まえた経営を行わせるため、必要最低限の規制として、同社に指針を策定する必要がある。</p> <p>③ 規制の目的に係る目標</p> <p>a 関連する政策目標：8 都市・地域公共交通等の快適性、利便性の向上</p> <p>b 関連する施策目標：26 鉄道網を充実・活性化させる</p> <p>c 関連する業績指標：—</p> <p>d 業績指標の目標値及び目標年度：—</p> <p>e 規制により達成を目指す状況についての具体的指標：—</p> <p>④ 規制の内容</p> <p>規制の創設（実質的には緩和）。JR会社法の対象から除外されたJR九州及び同社から鉄道事業を承継し実質的に同社と同一の法人と認められる法人に対して、当分の間の措置として国土交通大臣が事業運営に関する指針を定めるとともに、必要な場合にあつては、指導、助言、勧告及び命令等の措置を行う。</p> <p>⑤ 規制の必要性</p> <p>JR九州は、完全民営化を達成することで、自立した経営判断とより機動的な事業運営及び事業展開を実現し、地域社会と共生し、地域に愛される企業として、九州地域の経済発展及び観光振興にこれまで以上に貢献していくことが期待される。しかし、何らの規制をおかないこととすれば、通算運賃制度が維持されず複数のJR各社をまたぐ路線の運賃</p>		

	<p>上昇等による利用者利便が低下すること、路線がみだりに廃止されることにより、交通サービスが確保されず地域住民の外出機会が阻害されること、中小企業への十分な配慮がなされないことにより、九州圏内の各地域における活性化に影響を及ぼす恐れがある。(目標と現状のギャップ)</p> <p>これは、完全民営化後のJR九州が国鉄改革の経緯を踏まえない事業経営を行うおそれがあるためである。(原因分析)</p> <p>従って、完全民営化を行う前に、国鉄改革の経緯を踏まえた同社の営む事業経営の方向性について、予め法令上明示しておくことにより、路線の適切な維持による利用者利便の確保や、JR間における相互の連携協力や中小企業等への配慮による地元との調和や地域の活性化に期する事業展開に向けた実効性の担保が可能となる。(課題の特定)</p> <p>以上を踏まえ、特殊会社から純民間会社となるJR九州について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他のJR会社との間における相互の連携・協力 ・国鉄から承継した路線の適切な維持や、施設整備における利用者利便の確保 ・中小企業者への配慮 <p>については引き続き求められるべきものであり、それらについての指針を策定すること、必要な場合にあっては指導、助言、勧告及び命令を行うことを法令上規定することとする。(施策の具体的内容)</p>
<p>想定される代替案</p>	<p>なし(現行の特殊会社規制(事業計画の認可、監督命令等の事前かつ包括的な規制)から実質的に緩和した最小限の規制であり、これに対しての代替案はベースラインと同一であるため、代替案は想定できない)</p>
<p>規制の費用</p>	<p>① 当該規制案における費用の要素</p> <ul style="list-style-type: none"> a 遵守費用：適切な路線の維持や中小企業への配慮等に係る費用<事業者負担> b 行政費用：指導、助言、勧告及び命令等の措置等に要する事務費<国> c その他の社会的費用：特になし。
<p>規制の便益</p>	<p>他のJR各社との間における相互の連携・協力や、路線維持、中小企業に対する配慮により、九州圏内の各地域の活性化が図られることによる便益。</p>
<p>規制の効率性 (費用と便益の関係の分析)</p>	<p>当該規制案は、遵守費用及び行政費用が発生する。行政費用は指針の公表や、指針に従わない場合における措置に係る事務的費用等と極めて小さいと考えられるものの、遵守費用は、JR九州に、適切な路線の維持や中小企業への配慮等に係る費用等(鉄道事業の赤字等)が一定程度発生するが、今般の指針の策定によって他のJR各社との間における相互の連携・協力や、路線維持、中小企業に対する配慮により、九州圏内の各地域の活性化が図られるという大きな便益が得られることとなることから、便益が費用を大幅に上回ると言える。</p>
<p>有識者の見解、 その他関連事項</p>	<p>○「国鉄改革のための基本的方針について」(昭和60年10月11日閣議決定)(抄)</p> <p>旅客鉄道株式会社は、経営基盤の確立等条件が整い次第、逐次株式を処分し、できる限り早期に純民間会社とすることとする。</p> <p>○「JR九州完全民営化プロジェクトチームとりまとめ」(平成27年1月)(抄)</p> <p>(略)今般、JR九州についてJR会社法の適用対象から除外することとなるが、JR九州の鉄道事業に係る利用者の利便の確保や適切な利用条件の維持と、地域の経済及び社会の健全な発展のための基盤の確保を図るためには、なお当分の間、国鉄改革の経緯を踏まえた事業運営を担保する必</p>

	<p>要がある。このため、ＪＲ九州についても、先に完全民営化したＪＲ本州三社と同様に、国鉄改革の経緯を踏まえ、</p> <p>① ＪＲ会社間における旅客の運賃及び料金の適切な設定、鉄道施設の円滑な使用等の鉄道事業に関する会社間における連携及び協力の確保に関する事項</p> <p>② 国鉄改革実施後の輸送需要の動向その他の新たな事情の変化を踏まえた現に営業している路線の適切な維持や、駅その他の鉄道施設の整備に当たっての利用者の利便の確保に関する事項</p> <p>③ ＪＲ九州が事業を営む地域において、当該事業と同種の事業を営む中小企業者の事業活動に対する不当な妨害や利益の不当な侵害を回避することによる中小企業者への配慮に関する事項</p> <p>について、ＪＲ九州が当分の間配慮すべき事項を「指針」として示し、指針を踏まえた事業運営を確保する必要があると認めるときには国土交通大臣が指導・助言を行い、正当な理由なく指針に照らして必要な事業経営を行っていないと認めるときには勧告・命令を行うことができることとすることが適切である。</p> <p style="text-align: right;">等</p>
<p>事後評価又は事後検証の実施方法及び時期</p>	<p>当該規制案は、将来、ＪＲ各社の純民間会社化の状況等を踏まえた一定の条件が整うまでの「当分の間」のものとしている。従って、一定の条件が整っているかを検討する際に今般の政策に係る評価、検証等を行うこととする。</p>
<p>その他 (規制の有効性等)</p>	<p>① 規制の有効性</p> <p>当該規制案は、国土交通大臣の定める指針に対して、ＪＲ九州及び同社と同一と認められる会社が、正当な理由がなく従わなかった場合において、指導、助言、勧告及び命令等の措置をとることが可能となっている。路線の適切な維持による利用者利便の確保や、ＪＲ間における相互の連携協力や中小企業等への配慮による地元との調和や地域の活性化に期する事業展開に向けた実効性の担保が可能となると想定される。</p>